

林業施設整備等利子助成事業

こんなとき、借入金の利子を助成します。

「木材の生産・加工・流通体制を改善したい。」「施業集約化のために林地を取得したい。」「自然災害により被害を受けた事業用資産を復旧し経営を再建したい。」「資金繰りを円滑にして経営の維持安定を図りたい。」などの
林業者等のこうした思いにお応えして、設備投資などに
対する融資の充実を図るのが「林業施設整備等利子助成事業」です。

(令和8年度から安全診断受診の義務化、高性能林業機械導入に係る助成要件の強化が図られました。(*1))

対象者、対象となる資金・融資機関・利子助成対象額・助成期間・助成率等は以下のとおりです。

	1				2	3		
対象者	森林経営管理法に基づき経営管理実施権の設定を受けることができる者として都道府県から公表されている林業者等(公表事業者)				林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法に基づく合理化計画の認定を知事から受けている林業者等	自然災害により事業用資産が被害を受け、市町村長から被害内容の証明を受けた林業者等		
対象資金	農林漁業施設資金	林業経営育成資金(森林取得)	林業構造改善事業推進資金	相続等に必要資金	農林漁業施設資金	農林漁業施設資金	林業基盤整備資金	農林漁業セーフティネット資金
	高性能林業機械等を導入するのに必要な資金	森林施業の集約化を推進するため林地等取得するのに必要な資金	高性能林業機械等を導入するのに必要な資金	相続等により森林等の資産が分散することを防止するために必要な資金	林産物加工・流通施設等を導入するのに必要な資金	林産物加工・流通施設や高性能林業機械等を復旧するのに必要な資金	造林地や林道の復旧に必要な資金	林業経営の再建に必要な資金
融資機関	(株)日本政策金融公庫			民間金融機関	(株)日本政策金融公庫	(株)日本政策金融公庫		
対象額 (利子助成)	上限3億円			上限5,000万円	上限3億円	上限3億円		
助成期間	最長5年間 (ただし、償還期間終了時まで)				最長5年間 (ただし、償還期間終了時まで)	最長10年間 (ただし、償還期間終了時まで)		
助成率	最大2%				最大2%	最大2%		

※1 令和8年度から、①の公表事業者については、安全診断を受けていること、又は助成期間終了までに安全診断を受診することが義務付けられました。
また、公表事業者が高性能林業機械を導入する場合は、森林整備・林業等振興整備交付金事業又は合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金事業に係るものでないこととされました。
(安全診断については、全国木材生産協同組合連合会(林業労働安全強化対策事務局)が林野庁の補助事業により無料で実施しています。)
(http://zousei-sosei.org/sosei/pdf/2022_anzensindan_Lf.pdf#view=FitH)

※2 利子助成上限額は、同一年度内で、(株)日本政策金融公庫資金は①、②、③及び④を通算して3億円、民間金融機関資金は①は5,000万円、⑤は3億円です。
また、貸付限度額は別途定められておりますので、(株)日本政策金融公庫にお問い合わせ下さい。

4

5

対象者	社会的又は経済的環境変化により経営状況が悪化し、その影響内容を証明できる林業者等 (ウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等による影響を受けた林業者を含む。)		ウクライナ情勢等に伴う原油価格・物価高騰等の影響を受けた林業者で、一定の条件を満たす者(※3) (詳細は、以下のURLをご覧ください。) https://www.rinya.maff.go.jp/j/kikaku/kinyu/shingatakorona.html https://www.zenmokukyo.jp/jigyuu/shisetsuseibi_josei_2/r08_josei.html
対象資金	農林漁業セーフティネット資金	農林漁業施設資金(※4)	原油価格・物価高騰等対策借換資金
融資機関	(株)日本政策金融公庫		民間金融機関 (独)農林漁業信用基金による債務保証が必要)
対象額(※2) 利子助成	上限3億円		上限3億円又は借換資金のいずれか低い額
助成期間	最長10年間 (ただし、償還期間終了時まで)		最長5年間 (ただし、償還期間終了時まで)
助成率	最大2%		最大2% (対象資金の貸付利率が、既往債務の借入金の利率以下かつ年2%以下の場合)

※3「一定の条件を満たす者」とは、次の①～②の要件をすべて満たす林業者です。

- ① 合理化計画の認定を知事から受けている者、又は育成経営体として都道府県から選定されている者
- ② 個人にあっては林業所得が総所得の過半を占める者、法人にあっては当該法人の総売り上げのうち林業に係る売上高が過半を占める者

※4 農林漁業セーフティネット資金を借り入れた上で、今後の需要増加が見込まれる分野に重点化するため等の設備投資を行う場合などに限ります。

手続き

区分	右記以外の資金	原油価格・物価高騰等対策借換資金
借入	(株)日本政策金融公庫又は民間金融機関(相続等に必要資金)から資金を借入	民間金融機関に借換資金の申込み
申請	地域木材団体(都道府県木材協同組合等)などを経由して、全国木材協同組合連合会へ提出	(独)農林漁業信用基金に相談の後、全国木材協同組合連合会へ直接提出

※ 申請書の様式は、全国木材協同組合連合会のホームページ【お知らせ】の「令和8年度 林業施設整備等利子助成事業の募集について」をご覧ください。
事業内容についての詳細は、全国木材協同組合連合会又は最寄りの地域木材団体(都道府県木材協同組合連合会等)までお問い合わせ下さい。

全国木材協同組合連合会

〒102-0082 東京都千代田区一番町25番地 全国町村議員会館6階 TEL:03-6261-9138

<http://www.zenmokukyo.jp>